

◎新潟県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年3月9日

新潟県柏崎地域振興局長

1 退 任

監事 柏崎市西山町尾野内385番地 黒坂 正春

退任年月日 令和3年2月23日